

を紹介し、会員の啓蒙をかねて支部発会にふさわしい行事となった。そして、中郡支部は、規則によってではなく、人によって「実行的结合団体」を組織し、その点で一大特色をみせていたとみなされた（『横浜貿易新報』明治四十三年十月二十九日付）。

県地方改良会中郡支部が発足してから十日ほどたった十一月八、九日の二日間、県庁内の県会議場で県地方改良会幹部会および郡市長会が開かれた。県地方改良会の幹部会の参加資格は、中郡役所の通牒「地方改良会幹部会等ニ関スル件」（中庶第四二五六号）によると、郡市長、市参事会員、町村長、県議員、郡会議長、横浜市会議員、県立学校長、宮司、寺院管長となっていて、この会議にたくに町村長が出席できない場合には助役をかならず代行させるよう明記していた。この、町村の代表者の出席をたくに重視していることは、またそれだけ地方改良運動を推進していくうえで、町村単位での活動が鍵になっていること、したがって、地方改良の意味や精神を町村ごとに徹底させなければならないという意気込みがみられる。

このほば四百名を集めた幹部会当日は、会長の周布知事が教育勸語・戊申詔書を読みあげ、内務省参事官井上友一、農商務省農務局長下岡忠治らがそれぞれ「地方改良談」「日本農業の将来」という講演をおこない、さらに、夜には幻灯をもちいて地方改良計画の狙いとか目的について、共通の理解をふかめようとしたのである（資料編11近代・現代(1)一二七）。しかも、新聞報道によると、二日目には、内務省から全国の模範村としてこの年の二月に表彰された広島県広村の助役岩西健造の経験談を聞き、さらに、内務省地方局の関係者から町村模範の実例の説明を受けた。その後、地方改良にかんする実行方法の協議に移り、意見を交換して、結局、時間を厳守すること、学区制廃止、授業料全廃、農林・漁業奨励、部落有財産の統一などの件を議決し、「五人組制度」を復活することを可決したのである（『横浜貿易新報』明治四十三年十一月十日付）。

神奈川県地方改良会幹部会の日程をみるかぎり、県がこの機会に地方改良運動の充実をはかり、実りの多い成果をあげていると目論み、そのために地域の指導者に具体的にはたらきかけようとしていたことがわかる。その意味で、広島県広村の村

治の実談談話は、きめ細かい統計を基礎として「村民の精神的結合」をもって事業経営を遂行し、話しが具体的であっただけに、参会者に感銘をあたえ、効果があったという。この広村の岩西助役の経験談は、かけがえない成果と受けとめられていたせいか、十一月二十一日には県地方改良会高座郡支部の主催で、藤沢町の郡役所でも岩西を招いてその談話を聞いていたほどである（『続々相沢日記』）。

こうして、県地方改良会幹部会の開催をきっかけに、それぞれの支部で改良運動にようやく腰をあげようとしていった。

二 地方改良運動の実施

町村での取

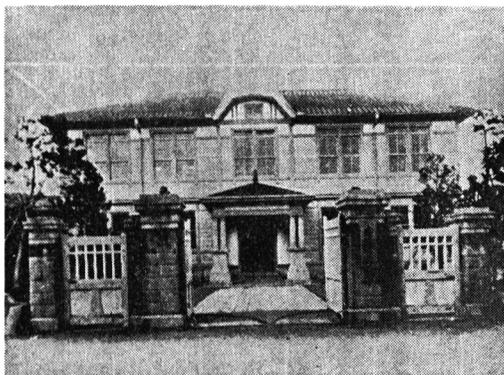
り組み方

戊申詔書の発布をきっかけにして、一九〇九（明治四十二）年から横浜市と各郡の町村長会で、町村の基本財産蓄積条例の制定と勤儉貯蓄組合の設置、部落有財産の統一、実業補習学校の育成、青年会・処女会活動の助成、あるいは風俗の矯正などを中心とする地方改良事業の指針を打ちだして以来、すでに町や村によっては懸案の神社合祀の難題も解決にこぎつけ、具体的に改良事業に取り組むところもあらわれていた。そして、この年の後半から翌年にかけてぼつぼつあらわれてきた改良運動をつつみこみながら、県地方改良会の発足をきっかけに、統一的、画一的に運動を推進していくとする気運は、それなりにたかまってきた。

たとえばこの間、橋樹郡大綱村（現在横浜市港北区）では一九二〇（明治四十三）年夏、地方改良会の発足にかこつけて、村長磯部幸四郎は村の有力者たちにたいし、このような会を設けたことは、世の中の刻々と進歩する時勢のもとで、ともすれば地方改良の件だけが取り残されがちであったことを考えればけっこうな話であるが、いたずらに美名だけに流れ、実績をあげ

ることができなければ笑いものになるとのべて、つぎのように提案していた。すなわち村長は、地方改良会の「振否興廢」は村の有力者たちの手腕にまたざるをえず、したがって大いに奮励努力すべきことを要望し、地方改良会にかんする件をあわせて、戸主会と青年会の設置の件を提案したのである。この戸主会と青年会の設置は、そのモデルになっている「戸主会規約標準」、「何郡何村青年会規約標準」によると、あきらかに、地方改良運動の推進組織として位置づけられている。戸主会の目的は「法令ノ周知産業ノ發達及公共心ノ振作ヲ図リ其他町村自治ノ改良進歩」をうながすことにかかっており、青年会は「青年ノ親睦智徳ノ涵養体育ノ奨励風紀ノ振肅公共ノ振作公共心産業ノ發達」をはかり、「忠君愛國ノ精神」と「敬神念祖ノ觀念」とを養成し、そして「勤儉力行ノ公民」をつくりだすことを目的にすえていた（飯田助丸家蔵『神奈川県橘樹郡農會書類』）。この大綱村の地方改良計画への取り組みは、内務省の目論みのひとつでもある民力の向上のために、町村の篤志家、教育家、宗教家、資産家が力を合わせて「地方公益」のために尽力すること、地方改良のために一つの「鞏固ナル団体」を組織しようとする積極的な姿勢のあらわれである。もっとも、すでにふれた第一回県地方改良事業功勞者表彰式で表彰された三浦郡葉山村（現在 葉山町）、高座郡寒川村（現在 寒川町）、足柄下郡吉浜村（現在 湯河原町）のような実質をあげている村々も存在している。

これらの村々の事蹟の概況については、『横浜貿易新報』（明治四十三年四月三、四日付）でとりあげ報じている。葉山村と寒川村とは、前者が葉山御用邸の所在地でまた別荘地帯でもあり、後者が國幣中社寒川神社を擁していることである。こうした背景のもとに、この二つの村では、基本財産の蓄積にかんしては日露戦争の勝利を記念して村および小学校の基本財産の蓄積規定を設け、納税も五人組を利用しておこない成績の向上をはかっていること、そして、矯風改善ならびに勤儉への取り組みも大字規程や戸主会、青年会、婦人会などをつうじて進めているように、組織、集団の力をもって民力をたかめてきたことも共通しているといえよう。また、吉浜村では、青年会が表彰の対象になったようであるが、この村の統一青年会の実現は一



中郡役所

『神奈川の写真誌』から

九〇七年であり、日露戦争後誕生した実業補習学校が、青年たちの合宿所をかね、こうした事業をきっかけにかけはなはだしかつた風紀の頹敗を改善するとともに、村内の夜警をはじめ村有林野の経営にもたずさわり実績をあげていた。ここでも、集団をつうじて村内の秩序の維持と民力をたかめる一つの傾向をとらえることができる。

改良の推進力

地方改良事業をこれまで自発的に進め表彰された村々はとにかく、一般の町村では、県地方改良会の発足以後、この運動をどう進めていったか、いま、その動きをふたたび中郡でとらえてみると、ここでは一九一〇

村役場をつうじ、いわゆる行政機構から打ちだされていったが、運動の主力として期待されていたのは寺院の住職であった。そこで前々から、十一月十三日に大磯町役場で郡内各宗派寺院の住職の会合を予定していたが、しかしそれでもなお、間近になっても郡役所に大磯町役場からの回答がないありさまで、九月に郡役所は「寺院住職会合ニ関スル件」(中庶第四三五一号)で、このままでは会合準備のめどもたないのので、会合出席者名を至急連絡してほしいむね、督促しているしまつてあった。

当日の寺院住職の出席者は十名であったようだ。このとき、どのようなことがらが話題になりどんな決議がおこなわれたかはあきらかでないが、翌年にはいり、中郡の各宗派寺院住職と篤志家をもって、中郡護国団を組織している事情をあわせ考えると、すでにこのとき、このような団体づくりの計画が話題になっていたことは

十分に考えられよう。ちなみに、この護国団は大磯町地福寺内に本部を置き、寺院の住職は強制加入の形で加入し、その目的は、教育勸語、戊申詔書の趣旨にもとづいて「衆庶ノ健全ナル精神ヲ養成シ公徳ヲ進メ地方事業ノ改良」に貢献することをうたっていた。そして、護国団はこの目的を実行に移すために、毎月一回もしくは臨時に講話会を開催し、さらに、団員が地方改良および感化事業に従事することを条文にかかげていたのである（「中郡護国団概則」第二、三、四条）。

このように、地方改良運動の主力として寺院住職を登用しながら、講話会を開き、運動のイデオロギー（思想）の骨格には、二宮尊徳の思想を實踐し農村の救済再建を目ざす報徳思想をすえていった。

たとえば、十二月六日には中郡役所がとりもち郡内の各報徳社が連合して岡崎村（現在 平塚市）岡崎小学校で大日本報徳社副社長山田猪太郎を呼んで報徳学講習会を開催するとともに、日露戦争後内務省の外郭団体として組織された報徳会の『斯民』を宣伝し、販売の拡充をはかろうとしていた。郡役所では、この雑誌は「民風ノ作興」に役立てる目的で発行しているの
で「地方改良上裨益ひえき」するところが少なくないとして、町村役場、学校、青年団体などで地方改良奨励費等々の経費で購読すること、郡町村会議員、神官、僧侶その他の有力者もとりまとめて購入することを要請していった。しかし、『斯民』の講述の件にかんしては、関係者の期待に反してそれぞれの町村であまり関心を呼ばなかったらしい。たとえば大磯町では、このときの『斯民』の希望購読はたったの一部にすぎなかった。

ともあれ、地方改良運動は、講話会を軸に、そして、内務省地方局編さんの『第一回地方改良事業講演集』を実費で配布して、改良への自覚とか関心を呼び起こすかっこうで進められていった。この地方改良事業講習会とか講演は、郡単位であれ、県単位であれ、後々までも続けられていく。たとえば、一九一二（明治四十五）年七月八日より十日間、郡市書記および一町村からすくなくとも一名以上の吏員の出席を要請して地方改良事業講習会を開いている。横浜市の県立高等女学校で開かれたこ

の講習会は、中郡役所の照会「地方改良講習会之件」（中庶第一九四二号）によると、「市制町村制」「自治ノ経営訓練」「財務整理」「統計教育」「公有林野整理」「産業奨励」「衛生」というふうに講習科目がおかれ、講師は、内務省などの中央官庁、神奈川県事務官、技師などがあつていた。講習に力をそそがざるをえないのは、地方自治に活力をあたえるうえで、町村の当事者、地域の有力者に自力更生の実をあげる基礎知識と技術を身につけさせるうえでどうしても必要であつたからである。

ところで、郡役所は地方改良の観念を上からほどこすとともに、町村財務および教育などにかんする参考書を印刷して配布し、町村役場とか学校など住民のみやすい所に掲示するよう指示をだしていた。その内容はたとえば、一九一一（明治四十四）年一月の中郡役所の「参考書類配付ノ件」（中庶第二〇八号）によると、「明治四十三年度町村歳入出入予算一覧表」「同年度町村税賦課々率一覧表」「同年度町村税及町村費負担一覧表」「最近十年町村比較表」「最近十年戸数及人口比較表」「地方改良ニ関スル団体」「小学校児童ノ出席歩合」「各町村教育費ノ比較」など十八項にのぼっている。このような措置は、県民が自分の住む町村の実情を自身の目でたしかめる訓練をほどこしながら、自力更生にとりくむことを狙つたものである。

組織をつつ 県下の地方改良会の支部は、一九一〇（明治四十三）年末から翌年をピークに大正初年にかけて県民の目に映じての改良活動をくりひろげていった。この経過のなかで、地方改良会が中心になって町村ごとにその地域内で地方改良を支えていく団体づくりと地域の組織化をすすめていく。

その動きは、まえにすこしふれたように、納税組合、勤儉貯蓄組合の設置、あるいは在郷軍人分会、戸主会、青年会、処女会、婦人会の組織化あるいは農会、産業組合の活用といったような関係のなかにあらわれている。内務省、県当局が、地方改良を目的とする団体の育成をいかに重視していたかは「各種公益団体ノ件」という名目で町村ごとの実情を調べていることからもあきらかであり、一九一〇年十二月二十八日付の中郡役所の照会「各種公益団体ノ件」（中庶第四九四六号）にたいする大

第9表 大磯町各種公益団体

団体名	創立年月日	会員数	事業ノ主ナルモノ
大磯町成年会	四十二年三月	百五十人	相互ノ利害得失及町振興ヲ図ル
山王町青年同志会	四十一年八月	三十五人	青年ノ品行方正ニシ公益謀ル
南本町納税組合	四十三年一月	五十二人	
茶や町納税組合	四十二年一月	三十七人	

大磯町の報告でこの町の実情をみると第9表のようになっている。

この団体組織は、一九一三(大正二)年三月付のデータでとらえなおしてみると、大磯町では統一青年会一、青年会支

部または部落青年会十、納税組合四、仏教護国団一、在郷軍人分会一、産業組合一、婦人会一というぐあいである。また、国府村(現在大磯町)は、統一青年会一、青年会支部または部落青年会七、勤儉貯蓄組合八、在郷軍人分会一、産業組合二、婦人会二、戸主会六という団体数をかぞえるまでになっている(『神奈川県中郡地方改良事績一覧表』)。

地方改良計画がめざす五つの要項ともいべき町村の基本財産の増殖、納税成績の改善、小学生の就学率の向上、農事改良の实行、青年会の改善を具体化していくためには、町や村の事情をわきまえて、住民をできるだけ団体に参加せしめていく工夫をみだしていかなければならない。大磯町と国府村の例のように、地方改良のための「公益団体」の数がふえてきているのは、その努力の結果である。しかもこの間、大磯町では、実際の事業として町内の各寺院住職や有志が大磯道交会を結成して、夜学校をはじめていた。大磯道交会の目的は規約三条によると、会員相互の融和をはかり、思想の向上をめざしてそれぞれの宗派の教義のうえて障害をきたさないかぎりて合同で布教をおこない、地方改善を進めていこうというものである。そして事業として、第四条に毎年四月に合同して釈尊降誕会をもよおすこと、会員の協議によって夏期講習会または講演会を開催すること、毎月一回通常会を開いて交情をあたため、地方改良の策を講ずることを定めた。だから、道交会員が主催してはじめてた夜学校は、その事業の一環である。この夜学校は、道交会代表の大連寺住職島田良彦から大磯町長中川隣之輔宛の「夜学

校開始ニ付御届」によると、町内の漁業従事者の子供で義務教育年限を過ぎている者に、「読書算術習字其ノ他漁業ニ関スル知識」をあたえることを狙いにすえて、日曜日をのぞき毎日午後六時から九時まで無料で、そのうえ用具書籍を支給しておこなおうというもので、経費も教授も道交会員が負担することになっていた。大磯町での町有志によるこの夜学校の試みは、産業の改良をうながしていくうえで基礎知識を養い、これまでの風習を改善するためであった。おそらく、地方改良事業において一般にとりくむことのできた事業は、その土地の古い、しかも、悪弊にみちた風習をすこしでも改革し、町村内の融和をはかるうといふことではなかつたらうか。この点は、また内務省、県当局なども力をいれようとしたことがらのひとつでもある。というのは、官庁は地方改良運動を進めながら社会のなかで差別を強いられている被差別部落の詳細な調査を、とくに「一般部落トノ関係」で指示していたことからもうかがえよう（中庶第一一三三号）。この照会にたいして、大磯町では、被差別部落の人たちは日雇稼をするようになっていて、「彼等自身等ハ至ッテ謙遜ニ過クルノ感」があるから、今後は「他ノ部落ト益々密着スルノ関係」をもたせる方法をあみだしていかなければならないと、回答していた。

模範村づく りへの努力

このような日常生活の風紀改善へのとりくみと並行して、それぞれの町村では、町村事務が増加して事務施設も大きくなり、町村税の負担も重くなるなかで、政府の奨励もあって、基本財産の蓄積をはからざるをえなくなっていた。そこで国府村のように、基本財産蓄積条例を作成するところもあらわれていたが、大磯町ではつくらなかつたように、もちろん、すべての町村がこの種の条例を制定したわけではない。しかし、基本財産蓄積条例は、大磯に近接する高座郡茅ヶ崎町（現在茅ヶ崎市）のそれをみてもはっきりしているが、将来の財政のありかたをも考慮して継続事業として設けた性質のものが多し。茅ヶ崎町の基本財産蓄積条例は、一九一〇（明治四十三）年から三十年間にわたり基本財産を蓄積することをめざして、町村制で規定されている町村有の基本財産にもとづく金穀の積み立ての他、基本財産による収入、年ごとの予

算決算からの剰余金の全額または一部、国税徴収法および府県税徴収法からの収入交付金、戸籍にもとづく収入手数料などを基本財産として蓄積することにしていた。

また、茅ヶ崎町では町財政の強化をめざしながら、同時に、町内の自治の発達を奨励するために一九一〇年春に茅ヶ崎町団体美行表彰規程を設けた。この規程は、戊申詔書により自治の発展をうながすために、教育・納税・産業または矯風貯蓄などの点で、「一町一郷ノ繁栄」をはかることを目的として、町内で組織された団体が善良な事業を積み重ね、好成績をあげたときに表彰しようとするものである（『茅ヶ崎市史2資料編（下）』）。

地方改良の実績をあげるためには、参考にすべきモデル町村をもちあげていかなければならない。そのために、表彰方法を採用することがどうしても必要になってくる。県でもモデルに価する人間や町村を一九一〇（明治四十三）年から表彰し、一九一二年（大正元）年十月には県地方改良会第三回功労者表彰式をおこなっている。このとき、式に出席した高座郡相原村村長相沢菊太郎は、相模原地域の地方改良運動の活発な動きを誇るかのように「此日大沢村外三ヶ処の表彰あり」と書きとどめ、「綾瀬村長比留間定吉君の玉滝村視察談あり、次に内務大臣代理地方局長水野練太郎氏の講演あり」と、当日の模様を記した（『続々相沢日記』）。地方改良運動は、時間の経過にともない、町や村によって実績のうえでかなりの開きが生じてきている。それだけに、この間、町村の指導者は、改良計画の策定をかなりがっちり進めているところとか、改良運動を活発にくりひろげている地域に関心をほらわざるをえなくなっていた。郡役所の通牒によって、「町村相互視察」というような方法がとられるのは、そのためでもある。

三 模範村と地方改良のゆくえ

南足柄村と共和村

大磯町町長中川隣之輔は、中郡長白根鼎三の意向をも受けて、何人かの視察員とともに、一九二一（明治四十四）年八月七日と八日、足柄上郡南足柄村（現在南足柄市）と共和村（現在山北町）とを視察した。

視察事項は、村の状況、町村役場の事務整理・徴税方法、財産増殖および保管、町村事業振興、民業ノ奨励および発達、民風作興および改善にかんするさまざまな施設というような事態についてである。中川町長は、視察の結果、間もなく「足柄上郡南足柄村視察事項概要」と「足柄上郡共和村視察事項概要」を作成して、町会議員などに配布した（資料編11近代・現代①）二二〇。この報告書によると、二つの村は、ともに、役場吏員や村の名譽職にたずさわっている有力者が一致して村長・助役を補佐し「自治ヲ編成」し、役場の事務整理も実によくゆきとどいているという。

まず村行政について、報告書はこうのべている。南足柄村の場合には、役場吏員は、村長・助役・収入役と書記四人、議員常設委員五人で、村の頂点にたつ村長はもっぱら渉外にあたり、役場事務は助役が統括してそのもとで整理がゆきとどいていると。これにたいして、共和村は小村の典型で、村役場は村長一人で収入役と役場書記をかねてすべての事務をとりあつかい、助役は非常勤で臨時の仕事が生じたさいとか、村長が出張したときに出動する程度であるが、執務に必要な諸帳簿も、戸籍簿二冊のほかは、すべて一冊の帳簿で村長が処理している。報告書は、この村では「名譽職名簿」ができていないのは残念であるが、と指摘しながら、三十一年勤続の村長がすべてをとりしきっているだけに事務に精通し、また勤勉家であるだけに整理がゆきとどいているとほめたたえている。このように、村行政のありかたはきわめて対照的であるにもかかわらず、二つ

の村とも「村治頗ル円満」であるとか「村民能ク相和合シ一村恰モ一家ノ如ク吉凶禍福」をともししていると、高い評価がくわえられている。

それもそのはずである。報告書によると、南足柄村は雑地、原野がかなりの比重をしめかならずしも富裕とはいえないが、水田約二百三十ヘクタールはほとんど郡内でも一、二等地にぞくして二毛作をとっており、農産物は穀類を主に、煙草栽培と養蚕を副産業として、養蚕農家は約三百八十戸にのぼっている。こうしたなかで、村びとは純朴で公共心にとんで共同一致の美風をもって新事業については熱心に調査講究をかさねて実行に着手する気風にあるという。それだけに、またこの村では、村有基本財産として、二千七百円をあてがい、山林約六十七・四ヘクタールを所有しているうえに、小学校同窓会員が学校事業に熱中して学校基金約五千円を蓄積し、一九〇八（明治四十二）年度から、基本財産増殖の方法として村内で毎年玄米五十俵内外の寄付をおこない、その売上金を定期預金にして、村長が保管しているという手だてをこうじている。こういう努力をかさねているから、諸税の納入も円満で、村事業の振興も植林をめざし、柑橘類の植付を奨励しているという。さらに、民風作興にかんしては、青年会は創立以来葬祭にいつさい酒をもちいないことに決め、このルールを破った者は違約金をとり、酒色にふける者には会員相互で警告を発するとりきめをおこなっている。だから、五つの分校に分けておこなう実業補習教育にもほとんど欠席者はなく、前年一九一〇（明治四十三）年度まで多少問題があった義務教育就学率も、学童保護議會を設けて就学困難な児童を保護し救済にのりだしたので就学率は男子約九九九^九/_{一〇}、女子約九八^八/_九に達したという。

また、共和村に目を転じると、この村は当時の言葉でいうと「寒村僻地^{へきち}」にぞくし、山林原野がほとんどで、耕地は田が約十ヘクタール、畑は約六十七ヘクタールにすぎない。主要な産物は、したがって、薪炭類で副産物としてわずかに養蚕を営んでいるにすぎない。このような立地条件のなかで、村びとは協同力にとみ、道路の修繕をはじめすべての事業において、役場